

# 令和6年度 燕市まちなか居住支援事業

～にぎわいのあるまちづくり！！  
子育て世代の定住を応援します！～



燕

市



# 目次

1. 燕市まちなか居住支援事業の概要	1
2. 補助対象者	2
3. 補助金の算出方法	3
4. 事業計画の認定申請及び認定通知	4
5. 事業計画の変更認定申請及び変更認定通知	4
6. 事業計画の中止	4
7. 補助金の交付申請及び交付決定通知	5
8. 補助金の請求及び交付	5
9. 補助金の返還	6
10. その他	6
11. 事業の流れ	7
12. 居住誘導区域全体図（図割）	8
13. 居住誘導区域詳細図（燕地区）	9
14. 居住誘導区域詳細図（吉田地区）	12
15. 居住誘導区域詳細図（分水地区）	14

# 1. 燕市まちなか居住支援事業の概要

## ～まちなか活性化に向けた 定住者を応援します！～

まちを元気にするには、人口密度を維持していくことが要因の一つとなります。また、子どもたちの声が響き渡るまちは、明るく活気にあふれ住み心地の良いまちと言えます。

燕市では、定住人口の増加や地域経済の活性化を推進するため、「**燕市立地適正化計画**」で設定している「**居住誘導区域**」等<sup>※1</sup>に、住宅を新たに取得する働き盛り世代（子育て世代）などの定住者（市民）で、一定の条件を満たした方を対象に、住宅取得費の一部を補助金として交付します。

補助金の基本額は、金融機関等からの借入金額の1%（限度額10万円）です。また、加算項目として以下の①～⑦を設け、**合計最大35万円**の補助金交付となります。

【加算内容】※加算の限度額25万円 ①と②、④と⑤、⑥と⑦はどちらか加算

- ①土地を購入し、その土地に住居を建築する場合  
（最大5万円の加算）
- ②土地を含む中古物件の住居を購入し、その家屋に居住する場合  
（最大10万円の加算）
- ③18歳未満の子ども1人以上と同居する「子育て世帯該当者」  
（最大10万円の加算）
- ④18歳未満の子ども3人以上と同居する「多子世帯該当者」  
（最大15万円の加算）
- ⑤婚姻届を提出した日から3年以内に交付申請を行う「新婚世帯該当者」  
（最大15万円の加算）
- ⑥市内建築業者を元請とした場合  
（最大5万円の加算）
- ⑦市内不動産業者との売買・仲介または、燕市空き家・空き地活用バンク  
を利用し、土地または中古物件を購入する場合  
（最大5万円の加算）

※1 居住誘導区域等とは、「居住誘導区域」および「居住誘導区域に準ずるものとして市長が別に定める区域」のことをいう。



## 2. 補助対象者

以下に掲げる要件を全て満たした方が補助対象者となります。

- (1) 申請年度の4月1日より前に燕市の住民基本台帳に記録され、かつ生活の拠点が本市である方

(提出書類の住民票で確認させていただきます)

※ただし、認定申請日において、以下の①②のいずれかに該当する場合は「**移住家族支援事業**」の対象者となります。

- ①過去2年以内に本市に転入し、賃貸住宅に居住している方  
②過去5年以内に新潟県移住・就業等支援補助制度を受け本市に転入した方
- (2) 事業計画認定申請時の年齢が満50歳未満の方  
(3) 補助対象住宅※1を新築または購入するため、金融機関等※2との借入契約（償還期間10年以上）を締結し、当該住宅に2名以上で居住する方  
(4) 過去に本事業等の補助金の交付を受けたことがない方  
(5) 補助対象住宅の取得が公共補償等の対象でない方  
(6) 市税等を滞納していない方  
(7) 新築の場合は、基礎工事の着工前（購入の場合は、契約前）に事業計画認定申請書を提出し、同年度の3月14日までに補助金交付申請書を提出できる方

※1 補助対象住宅：一戸建て住宅または共同住宅の住戸のうち、次の要件を全て満たすもの

○建築または購入場所が「**燕市立地適正化計画**」で設定している「**居住誘導区域**」内、または「**居住誘導区域に準ずるものとして市長が別に定める区域**」内であること（建築または購入予定箇所を原則、窓口で確認させていただきます）

○昭和56年6月1日以降に建築工事に着手したものまたは耐震診断及び耐震改修の結果、建築基準法と同等の耐震性能を満たすもの

○自己の居住の用に供する床面積が75㎡以上のもの

○台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び居室を備えているもの

○建築基準法、都市計画法その他の法令の規定に違反しないもの

○店舗併用住宅にあっては、当該店舗が風営法第2条第1項及び第5項から第11項に該当しないもの

※2 金融機関等：住宅ローンを取扱う事業所

その他住宅ローン取り扱い金融機関

### 3. 補助金の算出方法

住宅取得に係る金融機関等からの借入額(a)		円		
補助金額	基本額	借入額(a)×1% (1,000円未満端数切り捨て) ※限度額10万円	円	
	加算額	加算の限度額25万円 (1,000円未満端数切り捨て) ※①と②、④と⑤、⑥と⑦はどちらか加算とする		
		①土地を購入し建築	(a)×0.5% ※限度額5万円	円
		②中古物件を購入※1	(a)×1% ※限度額10万円	円
		③子育て世帯該当者※2	(a)×1% ※限度額10万円	円
		④多子世帯該当者※3 ⑤新婚世帯該当者※4 のいずれかに該当	(a)×1.5% ※限度額15万円	円
		⑥市内建築業者元請 ⑦市内不動産業者または燕市空き 家・空き地活用バンクを利用し購 入のいずれかに該当	(a)×0.5% ※限度額5万円	円
		合計		円

※1 中古物件とは、一度でも入居された建物とします。ただし未入居でも、築後一年以上経過した建物や築後一年以内に所有権移転登記された建物も中古物件とします。

※2 事業計画の認定申請時に、18歳未満の子ども1人以上（子育て世帯対象児童）と同居し、かつ、補助対象住宅の新築または購入後において対象児童と同居する方。ただし、認定申請時に妊娠されている場合、母子健康手帳の写しを提出することにより子育て世帯該当者とみなしますが、交付申請時の住民票において対象児童との同居が確認できなければ加算対象外となります。

※3 事業計画の認定申請時に、18歳未満の子ども3人以上（多子世帯対象児童）と同居し、かつ、補助対象住宅の新築または購入後において対象児童と同居する方。

※4 補助金の交付申請時に、婚姻届を提出した日から3年以内である方。

## 4. 事業計画の認定申請及び認定通知

◆補助金の交付対象となる計画の認定を受ける方は「燕市まちなか居住支援事業計画認定申請書（様式第1号）」に、以下の書類を添付し、**住宅の基礎工事着工前（一戸建て住宅等の購入の場合は購入契約前）**に提出してください。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（外構図）
- (3) 各階平面図
- (4) 世帯全員の住民票（世帯主名、続柄の記載があるもの）（原本）
- (5) 土地の売買契約書（※未契約の方は交付申請時にご提出ください）
- (6) 母子健康手帳の写し（表紙および妊娠されていることがわかるページの写し）【認定申請時に妊娠されている子育て世帯該当者のみ必要】

◆原本については、発行日から3か月以内のものをご提出ください。

◆申請いただいた認定申請書は、速やかに審査及び現地確認を行い、補助金を交付することが適当であると認定したときは「燕市まちなか居住支援事業計画認定通知書（様式第2号）」により通知します。また、不相当であると認定したときは「燕市まちなか居住支援事業計画不認定通知書（様式第3号）」により通知します。

※申請が集中する4月には、審査にお時間を頂くことがございます。

## 5. 事業計画の変更認定申請及び変更認定通知



◆事業計画の認定を受けた方で、当該認定に係る事業計画を変更する場合は「燕市まちなか居住支援事業計画変更認定申請書（様式第4号）」を提出してください。

◆申請いただいた変更認定申請書は、速やかに審査及び現地確認を行い、事業計画の変更を認定したときは「燕市まちなか居住支援事業計画変更認定通知書（様式4号の2）」により通知します。

◆変更内容が住所変更等による軽微な場合は「燕市まちなか居住支援事業計画軽微変更届出書（様式第5号）」を提出してください。

## 6. 事業計画の中止

事業計画の認定を受けた方で、当該認定に係る事業計画を中止する場合は、原則として申請年度の12月27日までに「燕市まちなか居住支援事業中止届出書（様式第6号）」を提出してください。

## 7. 補助金の交付申請及び交付決定通知

- ◆補助金の交付申請する方は「燕市まちなか居住支援事業補助金交付申請書（様式第7号）」に、以下の書類を添付し、住宅の取得に伴う登記の日から2か月以内に提出してください。
  - (1) 世帯全員の住民票（世帯主名、続柄の記載があるもの）（原本）
  - (2) 全部事項証明書（戸籍謄本）（原本）【新婚世帯該当者のみ必要】
  - (3) 金融機関等との金銭消費貸借契約証書の写し（債務者の記載があるもの）
  - (4) 市税等の納税証明書（原本）又は納税状況確認に係る同意欄（転入の場合は不要）
  - (5) 建物・土地の登記事項証明書（抵当権設定後の全部事項証明書）（原本）
  - (6) 建築基準法に基づく検査済証の写し（中古住宅の場合は不要）
  - (7) 建築工事又は購入に係る契約書（写し）
  - (8) 土地の売買契約書（写し）
  - (9) 完成写真
  - (10) 工事施工者関係書類【市内建築業者加算該当者のみ必要】
  - (11) 不動産業者関係書類【市内不動産業者加算該当者のみ必要】
  - (12) その他市長が必要と認める書類
- ◆原本については、発行日から3か月以内のものをご提出ください。
- ◆申請いただいた交付申請書は、速やかに審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは「燕市まちなか居住支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）」により通知します。

## 8. 補助金の請求及び交付

- ◆交付決定通知を受けた方は「燕市まちなか居住支援事業補助金請求書（様式第10号）」を提出してください。
- ◆提出された請求書に基づき、補助金は指定された金融機関の口座へ振り込みにて交付します。なお、交付までは概ね1か月程度要します。



## 9. 補助金の返還

補助金を交付された方で、以下に掲げる要件のいずれかに該当した場合、認定を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還いただくことがあります。

- (1) 「燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱」に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき
- (3) 市税等を滞納したとき
- (4) その他市長が特に適当でないと認めたととき

## 10. その他

- 事業計画の認定申請及び補助金の交付申請は、審査の都合上、**郵送は受け付けません**。都市計画課都市計画係（市役所2階16番窓口）まで持参をお願いします。
- 事業計画認定申請時に算出される補助金額が予算額に達した時点で申請受付は終了となります。なお、キャンセル待ちの対応も行う予定です。詳細は担当職員にご確認ください。



# 1.1. 事業の流れ（例：住宅を新築する場合）



※本事業は建築着工前（購入契約前）と建築完了後の2回申請が必要となります。

1

## 事業計画認定申請 P.4参照

注意

新築の場合は、住宅建築着工前※1  
購入の場合は、住宅購入契約前に提出  
※1 現地確認の際に更地であることを確認します。

認定申請には、『事業計画認定申請書（様式第1号）』のほかに

- |                         |                                |           |
|-------------------------|--------------------------------|-----------|
| 1 付近見取図                 | 2 配置図（外構図）                     | 3 各階平面図   |
| 4 世帯全員の住民票（ <u>原本</u> ） | 5 土地の売買契約書（写し）（未契約の方は交付申請時に提出） | が必要となります。 |
- 子育て世帯加算の場合、別途書類が必要となる場合があります。

- ◆原本については、発行日から3か月以内のものをご提出ください。
  - ◆書類が揃い次第、都市計画課（2階16番 窓口）までご提出ください。※郵送不可受付後、速やかに審査及び現地確認を行います。
- ※申請が集中する4月には、審査にお時間をいただくことがございます。



2

通知書が届いてから建築着工 

審査

## 住宅建築着工

住宅建築完了後は交付申請をしていただきます。  
交付申請書類のなかには普段見慣れない書類もあるので事前に建築業者さんに相談をし、準備をお願いします。



3

## 住宅建築完了

交付申請は3月14日までにご提出ください。  
特に『建物の登記事項証明書』は住宅建築が完了してから1か月ほどかかるケースもありますので余裕を持ったスケジュールが安心です。



4

## 補助金交付申請 P.5参照

交付申請には、『事業補助金交付申請書（様式第7号）』のほかに

- |                                    |                             |
|------------------------------------|-----------------------------|
| 1 世帯全員の住民票（ <u>原本</u> ）            | 2 金銭消費貸借契約証書（写し）            |
| 3 納税証明書（ <u>原本</u> ）又は納税状況確認に係る同意欄 | 4 建物・土地登記事項証明書（ <u>原本</u> ） |
| 5 検査済証（写し）                         | 6 建築工事又は購入に係る契約書（写し）        |
| 7 土地の売買契約書（写し）                     | 8 完成写真                      |
- が必要となります。
- 新婚世帯加算や市内建築業者・不動産業者加算の場合は別途書類が必要となります。

- ◆原本については、発行日から3か月以内のものをご提出ください。
- ◆書類が揃い次第、都市計画課（2階16番 窓口）までご提出ください。※郵送不可受付後、速やかに審査を行います。

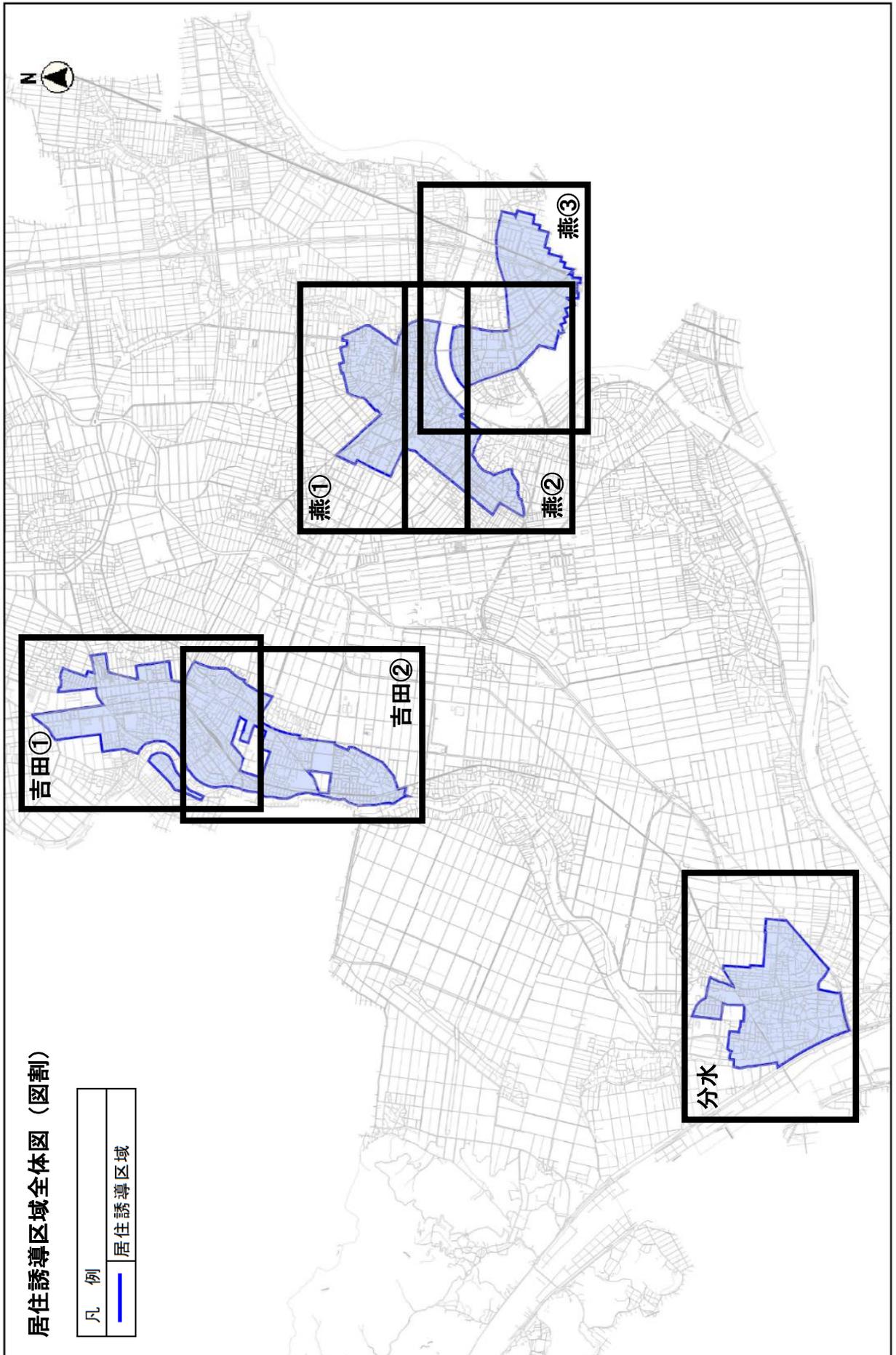


5

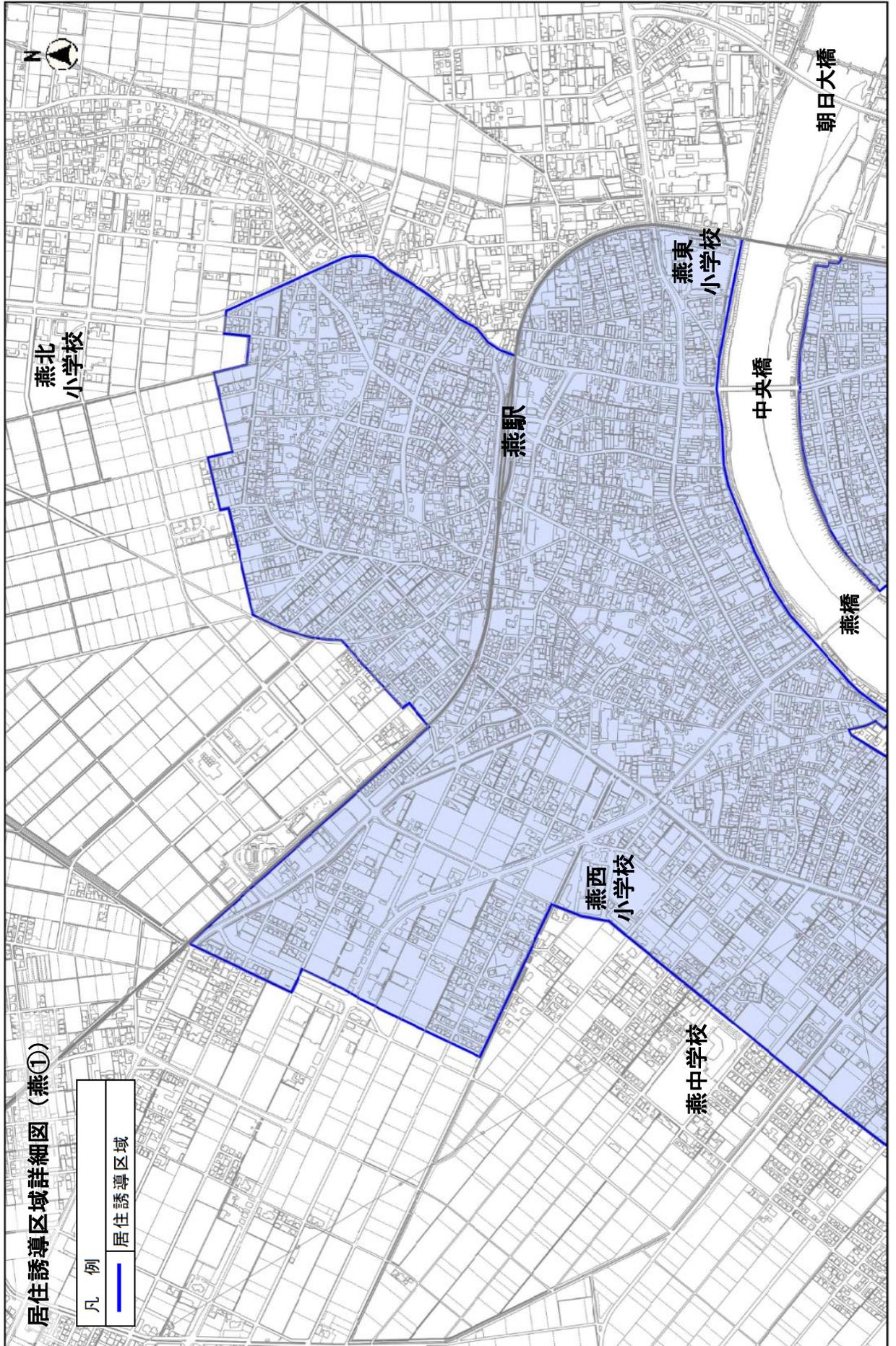
審査

## 補助金の請求

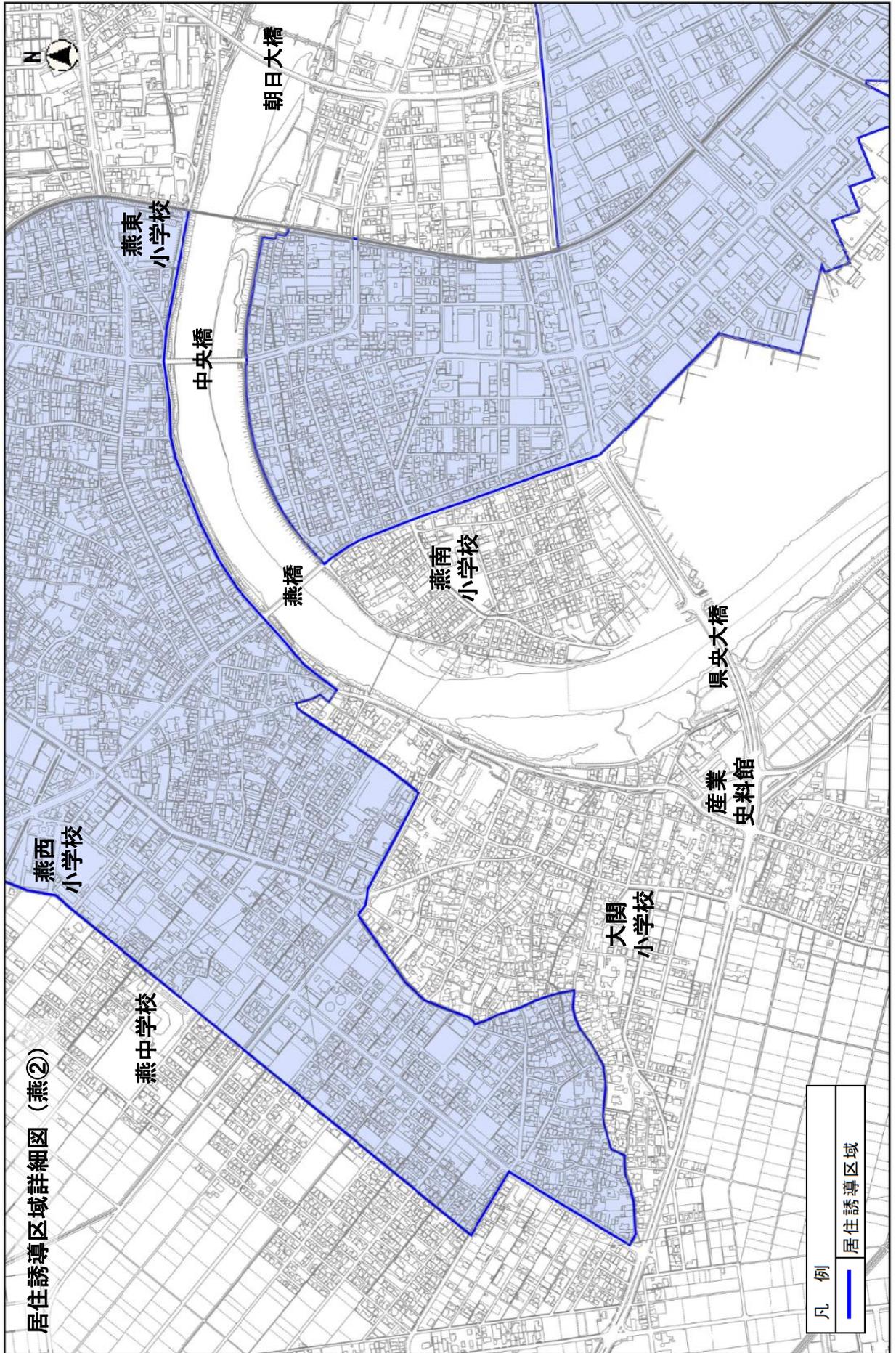
## 1 2. 居住誘導区域全体図（図割）



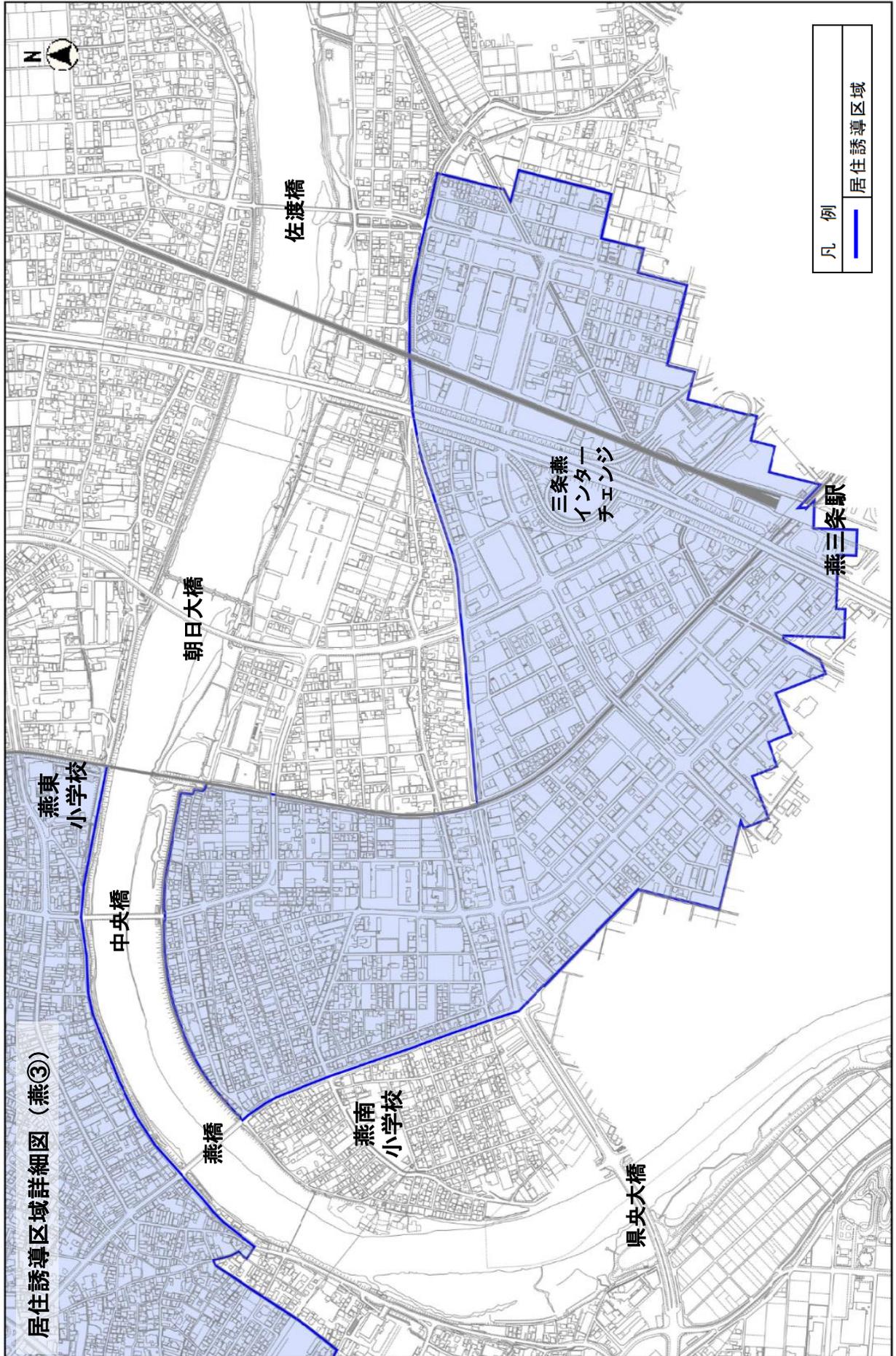
### 1 3. 居住誘導区域詳細図 (燕①)



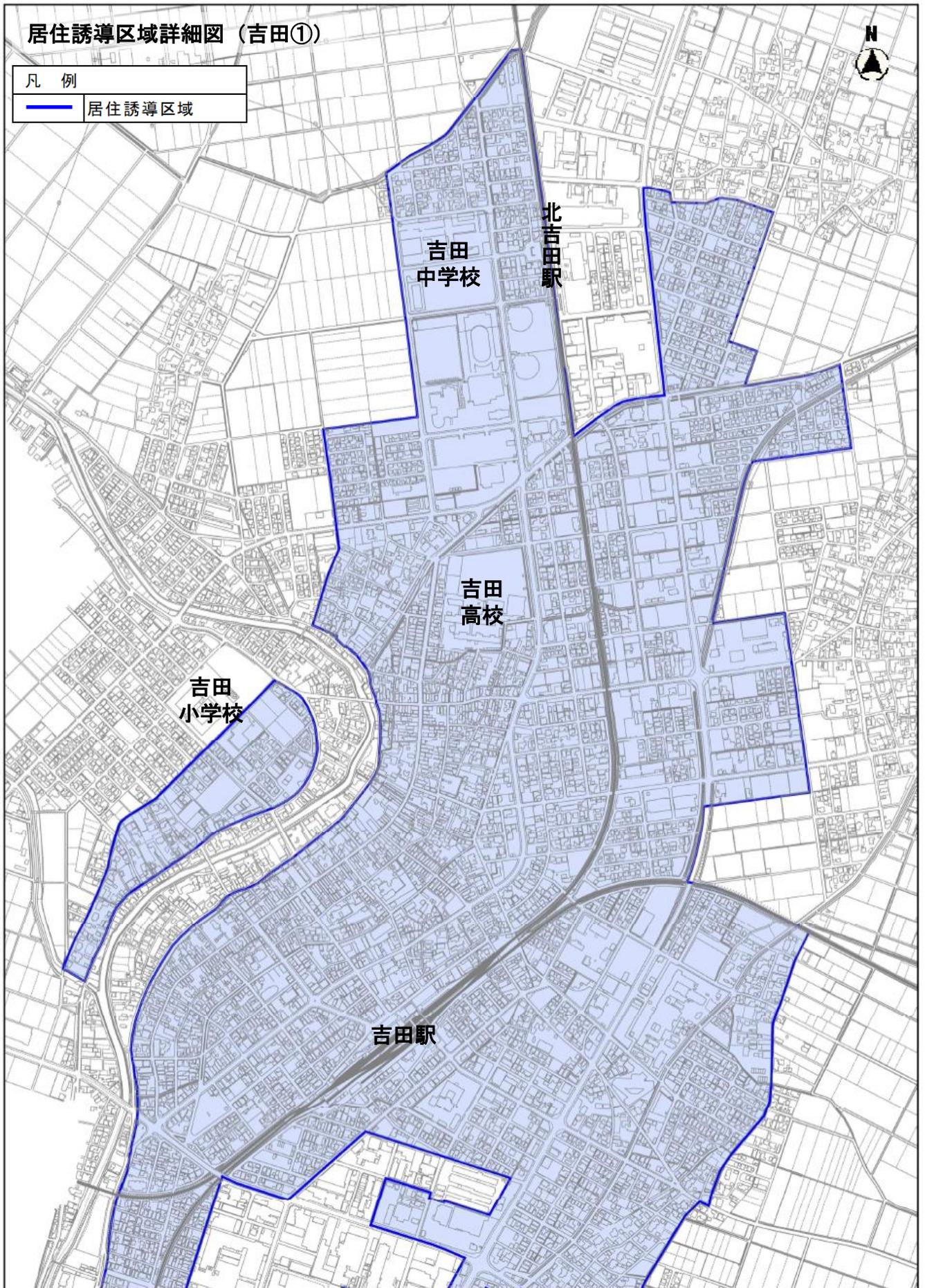
### 1 3. 居住誘導区域詳細図 (燕②)



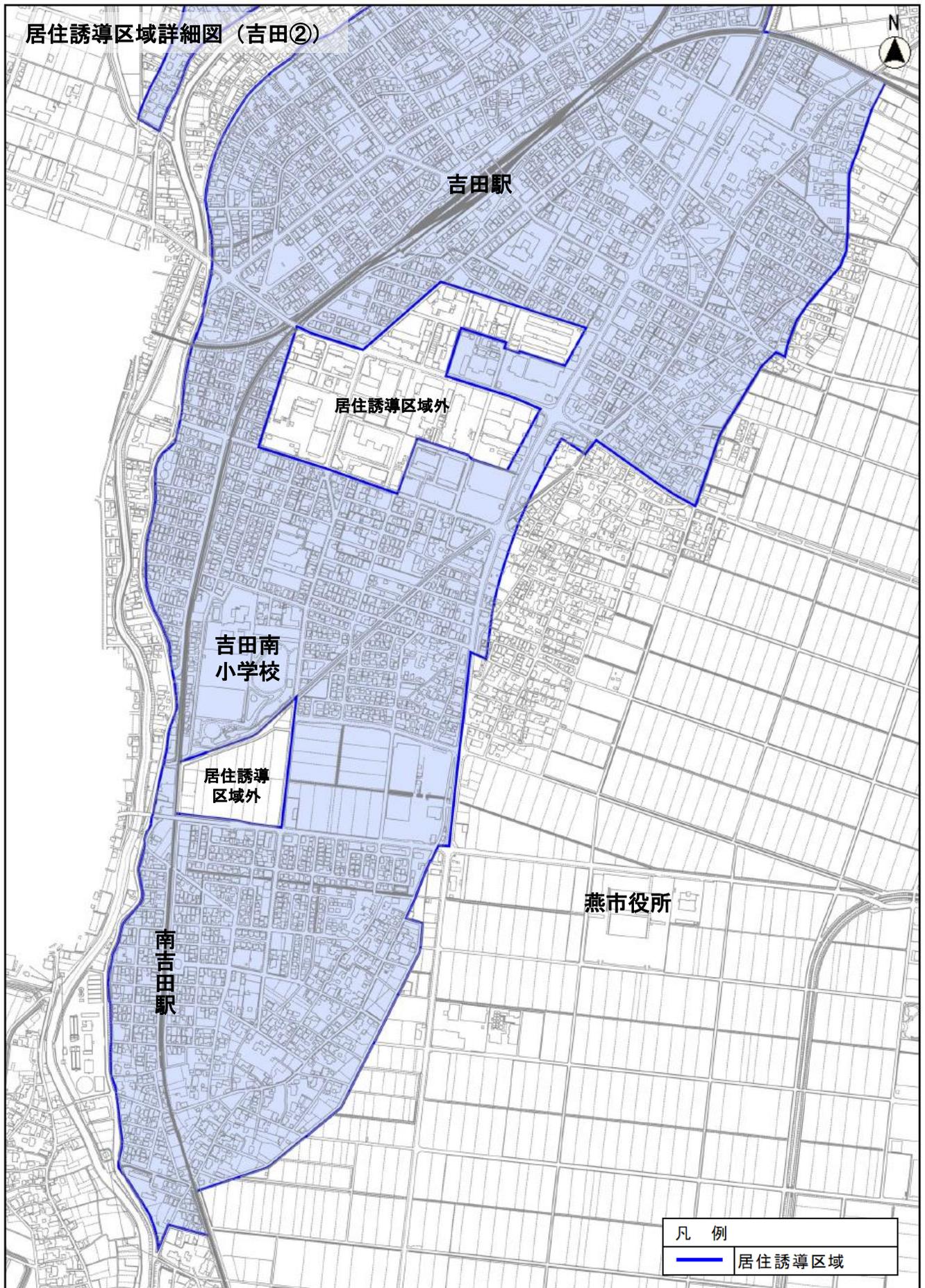
# 1 3. 居住誘導区域詳細図 (燕③)



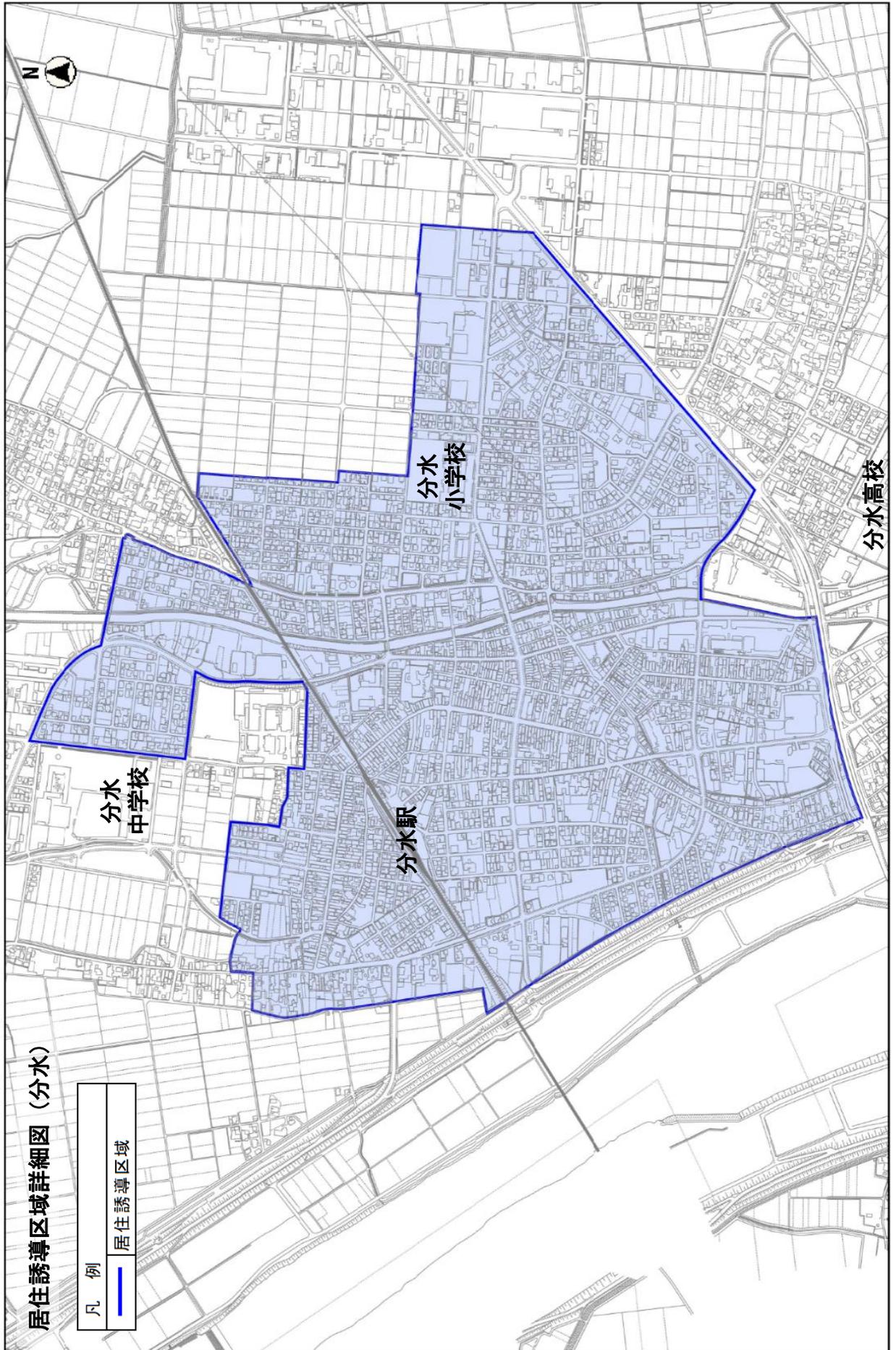
# 1 4 . 居住誘導区域詳細図（吉田①）



# 14. 居住誘導区域詳細図（吉田②）



# 15. 居住誘導区域詳細図（分水地区）





# ようこそ、燕市へ

## お問い合わせ先

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市役所 都市整備部 都市計画課 都市計画係

TEL : 0256-77-8263 FAX : 0256-92-2118

URL : <https://www.city.tsubame.niigata.jp>

E-mail : [toshikei@city.tsubame.lg.jp](mailto:toshikei@city.tsubame.lg.jp)

アクセスはこちらから！

燕市まちなか居住支援事業 HP



※申請書類等はこちらからダウンロードできます。